

新型コロナウイルス感染症対策に関する支援等

※掲載情報は、6月25日時点のものです。最新の情報は、お問い合わせください。

- 経済支援 -

飲食店等の事業者の方へ

大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金

対象 府内の飲食店・遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可、又は喫茶店営業許可を受けている店舗（持ち帰り専門店、デリバリー専門店等を除く）

※休業や営業時間短縮等の要請を受けていない施設も対象

対象備品 令和2年4月7日から申請日までの間に購入・設置した備品（隣席または向かい合う人との飛沫感染防止のためのアクリル板等のパーテーション、施設の換気状況を把握するためのCO2センサー：1店舗あたり上限3個）

支給額 対象備品の購入・設置に要した金額（税抜き、1店舗あたり上限10万円）

申請 オンライン申請または郵送

※必要書類のうち領収書・レシート等はオンライン申請でも郵送が必要

申請期間 令和3年7月30日まで（消印有効）

問合せ先 大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金コールセンター ☎06(7739)4376（受付時間：9:00～18:00 平日のみ対応）
制度の詳細・申込方法は大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金 大阪府 HP をご覧ください▶



総合支援資金の特例貸付の利用が終了した方などへ 生活困窮者自立支援金

対象 総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯または8月までに借り終える世帯、総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯など

収入要件 収入月額が一定の金額を超えていないこと
単身世帯：123,000円 2人世帯：177,000円 3人世帯：223,000円

資産要件 預貯金等が一定の金額を超えていないこと（上限100万円）

単身世帯：504,000円 2人世帯：780,000円 3人以上世帯：1,000,000円

求職等要件 ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

支給額（月額） 単身世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上世帯：10万円

申請期間 7月1日～8月31日

支給期間 申請日から3か月

※その他要件の詳細等については、市ホームページをご覧ください。問合せ先までご連絡ください。

問合せ先 高石市社会福祉協議会 ☎(248) 2667



感染に強いまちづくり

大阪府感染防止認証ゴールドステッカー

府は感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていくため、飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる環境整備につながる、新たな認証制度を創設しました。

対象 飲食店（但し、テイクアウト等を除く）

認定基準 国基準を基本に、府独自基準を設定

例 ・アクリル板等の設置（座席間隔の確保）

・手指消毒の徹底

・食事中以外のマスク着用の推奨

・換気の徹底、CO2センサーの設置

・症状のある従業員に対する「飲食店スマホ検査センター」の積極的な利用の推奨

・コロナ対策リーダーの設置 等



※詳細等については、大阪府感染防止認証ゴールドステッカーホームページをご覧ください。問合せ先までご連絡ください。

問合せ先 大阪府感染防止認証ゴールドステッカーコールセンター ☎06(7178)1371（受付時間：9:30～17:30 平日のみ対応）



飲食店等の事業者の方へ

大阪府営業時間短縮等協力金について（第5期）

令和3年4月25日～5月31日の間、緊急事態宣言が発令・延長されたことに伴い、休業や営業時間短縮の要請にご協力いただいた大阪府内の飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に、事業規模（売上高）に応じて協力金を支給します。

対象 以下の要件を全て満たす事業者の方

①大阪府域内に要請対象施設（店舗）を有する

②大阪府の要請対象期間において、営業時間短縮等にご協力いただいた

③感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止宣言ステッカーを導入している

申請期間 令和3年7月19日まで（郵送の場合、当日消印有効）

申請方法 オンライン申請または必要書類を郵送

※詳しくは、府ホームページをご覧ください▶



問合せ先 大阪府時短・大規模施設等協力金コールセンター

☎06(7166)9987

（受付時間：9:00～18:00 / 平日のみ対応）

自宅の家賃の支払いにお困りの方へ 住居確保給付金をご活用ください

住まいの家賃を払えない借り主に代わって、市が家賃相当額を家主へ支給します。

給付額 賃貸住宅の家賃額（全部または一部）

期間 3 カ月間（収入の状況等により変更あり）

対象 離職や経済的な困窮で住まいを失った、または失う恐れがある方（資産及び収入の条件あり）

問合先 社会福祉課 ☎(275)6283

※申請方法等の詳細については市 HP をご覧ください▶



- 生活支援 -

コロナの影響で働けなかった方へ 傷病手当金を支給します

市国民健康保険または府後期高齢者医療の加入者で新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間に対して、傷病手当金を支給します。

対象 勤務先から給与の支払いを受けている被用者

問合先 健康づくり課 国民健康保険担当 ☎(275)6374

後期高齢者医療担当 ☎(275)6392

- 保険料の減免 -

各種保険料の減免について

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症により、次の対象の方は国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料が減免されます。

対象 ①新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者（世帯主）が死亡、または重篤な傷病を負った世帯

②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者（世帯主）の令和 3 年中の収入が、令和 2 年中の収入と比べ減少が見込まれる方（要件あり）

※申請には収入を証明する書類等が必要です。詳しくはお問い合わせください。

問合先 健康づくり課 国民健康保険担当 ☎(275)6374

後期高齢者医療担当 ☎(275)6392

介護保険係 ☎(275)6329

コロナの影響で働けなかった方へ 緊急小口資金等の特例貸付の申請期間延長

緊急小口資金、総合支援資金（初回貸付、再貸付）の特例貸付の申請期間が、令和 3 年 8 月 31 日まで延長となりました。

対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等による減収や失業等により生活に困窮し、生計維持のための貸付を必要とする世帯

<特例緊急小口資金>

貸付上限額・・・20 万円

据置期間・・・1 年以内

償還期限・・・2 年以内

貸付利子、保証人・・・無利子、保証人不要

<特例総合支援資金>

貸付上限額・・・単身世帯 月 15 万円以内

複数世帯 月 20 万円以内

貸付期間・・・3 か月以内

据置期間・・・1 年以内

償還期限・・・10 年以内

貸付利子、保証人・・・無利子、保証人不要

問合先 高石市社会福祉協議会 ☎(248)2667

子育て世帯のご家庭へ 大切なお知らせ 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）を支給します

■ 基本給付

給付額 児童 1 人当たり 5 万円

対象 ①令和 3 年 4 月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受け、令和 3 年度分の住民税均等割が非課税の方

②以下の対象児童の養育者で、所得要件のいずれかに該当する方

・令和 3 年 3 月 31 日時点で 18 歳未満の子、または 20 歳未満の障がい児

・令和 3 年 4 月～令和 4 年 2 月末までに生まれた新生児

<所得要件>

・令和 3 年度分の住民税均等割が非課税

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和 3 年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる方

申請 ①は申請不要（児童手当又は特別児童扶養手当支給口座に 7 月中旬振込予定）、②は広報たかいし 8 月号で掲載

※ひとり親世帯に対する給付金を受給した場合、本給付金は対象外となります。

■ 市独自の低所得の子育て世帯に対する支援策

上記基本給付の対象者に対し、市独自の給付金を支給

給付額 1 世帯 3 万円

給付方法 基本給付に上乗せして支給

問合先 こども家庭課 ☎(275)6349

新型コロナワクチンに便乗した詐欺にご注意！

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために必要だと語り、金銭や個人情報をだましとろうとする電話に関する相談が寄せられています。市等が、ワクチン接種のために金銭や個人情報を電話・メールで求めることはありません。困ったときは一人で悩まず、国民生活センター 新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン ☎0120(797)188 や高石警察署生活安全課 ☎(265) 1234 にご相談ください。